



発行：横浜市教育委員会事務局

第10回並木地区小規模校再編検討委員会 開催  
平成17年5月25日(水)19時から  
並木第三小学校「コミュニティハウス」にて

第10回検討委員会の協議内容等

\* 要望書に対する見解について

議題

- 1 跡利用検討委員会(仮称)について
- 2 意見書について



**6月21日に委員長から教育長へ「意見書」が提出されました。これにより「小規模校再編の検討」は終了しました。**

(統合については、今後、教育委員会を経て、最終的には市会の議決により決定されることとなります。)

**意見書について検討**

これまでの検討経過を踏まえ、検討委員会が教育長に提出する「意見書」について検討を行いました。検討の結果、まとまった案を検討委員へ送付し、検討委員から再度出された修正意見について、6月10日に正副委員長と修正意見を出した委員で協議し、次のとおり「意見書」がまとまりました。

平成17年6月21日

横浜市教育委員会事務局  
教育長 伯井 美德 様

並木地区小規模校再編検討委員会  
委員長 増田 一行

**並木地区の小規模校の再編について(意見)**

はじめに

当検討委員会は、横浜市教育委員会が策定した「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区制度の見直しに関する基本方針」に基づき、金沢区並木地区の小規模校の再編について検討するため、昨年6月に設置されました。

平成16年6月16日より、小規模校再編に係る諸課題を検討し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 小規模校の再編計画案

(1) 再編に当たっての考え方

並木地区の児童の教育環境の維持・向上と効果的かつ効率的な学校経営を行うため、小規模校化している並木地区の小規模校再編統合についての教育委員会の提案に同意する。

ただし、この再編統合というのは、「吸収合併」ということではなく、これまで築き上げてきた既存校の歴史を踏まえ、新たな学校を築いていくことである。

(2) 再編の実施方法

ア 並木地区全体の学校の実情と今後の児童数・学級数の見通しからみて、小規模校化している並木第二小学校及び並木第三小学校の2校を1校に再編統合することが適当である。

イ 統合後に使用する学校施設は、現在の並木第二小学校が適当と考える。

ウ 再編統合の時期は、平成18年4月とする。

エ 再編により、新たにスタートする学校にふさわしい教育環境を確保する観点からも、再編統合校(現在の並木第二小学校の場所に整備)に必要な施設等、環境の整備に配慮願いたい。

2 通学区変更案

(1) 通学区は現在の並木第二小学校及び並木第三小学校の通学区を一体とした区域を統合校の通学区とすることが望ましい。

(2) 現在、富岡小学校に通学している児童の中で、国道16号線より並木地区側に位置する「富岡東四丁目、富岡東六丁目」の児童は、以前より通学安全等の理由から並木地区の学校への通学を望む声もあり、統合後の新校に受入の余裕があることから、該当区域の保護者並びに地域住民の意思を十分確認しながら調整を図って、通学区の変更又は特別調整通学区の設定について検討願いたい。

(3) 中学校区については、次の取扱とするよう願いたい。

・現在の並木第二小学校の通学区は現行どおり「富岡東中学校」を通学区とし、希望者は「並木中学校」を選択できる特別調整通学区とする。

・現在の並木第三小学校の通学区は現行どおり「並木中学校」を通学区とし、希望者は「富岡東中学校」を選択できる特別調整通学区とする。

・特別調整通学区の設定は、再編統合校の最初の卒業生が、中学校に進学する「平成19年度から」とする。

### 3 統合校の学校名

統合校の名称は、「並木中央小学校」とすることが望ましい。

### 4 児童の安全に関すること

#### (1) 通学安全

並木地区は、閑静な住宅地で他地区と比較すると通学安全上の大きな問題はないものと考えられる。しかし、今後、統合後の通学区域の児童の登下校を想定したなかで、危険と思われる箇所があれば、信号機の設置や交通指導員等の配置を願いたい。

また、このほかに「双方の小学校」の学校関係者や地域の代表により、通学上の安全について引き続き検討し、必要があれば、土木事務所、警察署等の関係機関に申し入れを行うが、その際には、小規模校の再編統合という事情も配慮し、教育委員会、区役所等横浜市関係機関は最大限の協力を願いたい。

#### (2) 校舎の耐震について

現在の並木第二小学校は、昭和55年の竣工で、昭和56年の耐震設計法の新基準前に竣工しており、保護者の中には、不安を感じている方もいる。このため、平成17年度中に、耐震補強を願いたい。

#### (3) 学校の安全について

並木第二小学校に設置されている門の中で「3箇所」の門が、他の学校に設置されている門より低い形状の門であるため、不審者の侵入等、安全面について懸念されることがあり、早急に改善すべきである。

### 5 統合により生じる土地・建物の活用に関する要望

検討委員会で意見が出された個々の要望については、別紙3として記載したが、このうち、特に、地域防災拠点は居住地の身近にあることが必要なことから、また、コミュニティハウスは、多くの区民に利用されており、地域に根ざした施設であることから、存続の方向で検討願いたい。

なお、跡利用の検討にあたっては、地域に検討組織を設置することとしたので、区役所には事務局を担当願いたい。また、必要に応じて市関係部局の協力を願いたい。

### 6 その他小規模校再編に当たっての要望

#### (1) 教育内容の充実

ア 統合校では、並木地区の新しい学校にふさわしい「学校の特色づくり」を進めていただきたい。

イ 並木第三小学校では、およそ20年前から「マーチングクラブ」が活発に活動をしており、並木第二小学校の子供たちも統合後、一緒に活動したいという希望もあるので、マーチングクラブを指導する人材の確保も含めて、教育委員会は適切な支援を願いたい。

また、「海外の人との交流」「パソコン操作のマスター」「プレゼンテーション能力の開発」「子どもたちの体力強化」等の意見も踏まえて、教育内容の充実に取り組むとともに、これらについても教育委員会は、十分な支援を行うよう配慮願いたい。

#### (2) 新たな「並木中央小学校」の歴史を築くために

新たな「並木中央小学校」はこれまでの2校が築いた歴史を尊重し、できる限りこれを保存・記録されたい。加えて地域とともに歩む新たな歴史を築いていくことにより、地域住民や卒業生すべてが「故郷」と感じられるような、開かれた学校づくりを推進されたい。

### 7 特記事項

本検討委員会では、再編統合校の設置場所を並木第二小学校としたが、並木第二小学校の建物及び立地場所が建築時期や地形・地質上の理由から「耐震上」並木第三小学校と比較して危険であり、並木第二小学校を再編統合場所とすることは、「不安である若しくは再検討すべき」との意見や要望が一部住民から寄せられている。

このことについて、本検討委員会は横浜市から専門家の意見を踏まえ、並木第二小学校の安全性については、並木第三小学校と比較して問題ないとの説明を受けたところであるが、もとより、本検討委員会は「再編統合について検討する組織」であり、建物・地形・地質の安全性について専門的に判断する機関ではない。そこで、安全性については横浜市が行政としての責任を果たした上で、再編統合について進めるようお願いしたい。

### 8 まとめ

並木地区は、今回の再編統合を契機として「新たなまちづくり」を進めていこうと考えている。

また、横浜市は「『まち』とともに歩む学校づくり」を進めているので、統合校で「生き生きと学び集う子ども」はもとより、保護者も含め、地域のより一層の協調体制を深めていきたい。

さらに転用される施設も加え、地域とのつながりを一層深め、今後のさらなる生活環境の充実に努めていきたい。横浜市においても地域住民との協働を推進し、並木地区がよりよい街となるよう、各種事業を推進されるよう要望する。

### 添 付（省略）

別紙 1 【並木地区小規模校再編検討委員会委員名簿】

別紙 2 【並木地区小規模校再編検討委員会等の検討経過】

別紙 3 【統合により生じる土地・建物の活用に関する要望】

別紙 4 【新校の設置場所についての検討委員の意見等】

別紙 5 【付帯文】（概要後述）

・並木第二および第三小学校の立地場所の地形・地質的な環境および震災対策について（H17.3.28）

・並木第二・第三小学校の「地形・地質」の特性に伴う液状化についての見解（H17.5.25）

・並木第二・三小学校立地場所の液状化、およびそれに関する若干の問題についての私見（H17.6.9）

### 前回の検討委員会に寄せられた「要望書」に対する見解について、事務局から説明がありました。

#### 要望書の内容(抜粋)

並木第二小および並木第三小学校の立地場所に関する地形・地質的な環境および震災対策について

立地場所の地形・地質的な状況から、並木第三小学校のほうが地震に対して安全性が高い。再編統合を並木第二小学校とした場合は、災害時の避難場所として並木第二小学校のほかに、安全な場所を確保する必要がある。  
(平成17年3月28日)

#### 見解(抜粋)

「神奈川大学工学部建築学科 荻本 孝久教授(工学博士)」の液状化についての見解について、横浜市まちづくり調整局施設整備課から説明がありました。

#### 液状化の発生範囲

液状化の発生範囲は一般的な危険度として、次のようなケースが重なる場合に発生しやすいと考えられる。また、液状化が発生する範囲は地表面からの深さが約20m程度までの砂地盤であると言われていいます。均質な砂質地盤であること、緩る詰めの砂地盤であること、地下水位が高いこと

#### 浚渫土(しゅんせつど)「盛土部分」の液状化危険度

「浚渫土については、並木第二小学校の地下部分は建設発生土を使用して埋め立てを行っているため、砂に比べれば液状化の心配は少ないと言えます。」一般的には砂により埋め立てられた場所は液状化の可能性は高くなる。また場合によっては液状化による大きな被害が予測されるが「浚渫土」は一般に砂より粒子が小さく液状化しにくい。

#### 液状化が建物に及ぼす影響の原因

液状化が建物本体に及ぼす影響の原因は、地盤の沈下、浮き上がり、流動などが考えられるが、その現象に抵抗する杭や基礎、相互の緊結状態等の施工の信頼性が重要である。

#### 並木第二小学校、並木第三小学校における所見

当該両敷地のボーリングデータを読むと、並木第二小及び並木第三小の両校において、「沖積層」の「As(砂質土)」が帯状に連続しているため、その部分での液状化は免れないであろう。しかし「Ac(粘性土)」と重なり合い、層厚がさほど大きくないため、液状化により大きな被害を及ぼすほどではないと予測される。

液状化の影響範囲は、10m~20mの深さの位置にある砂地盤であり、液状化に伴う噴砂、噴水が発生しその影響で地震後には地表面は沈下する。この観点から、地盤から地上まで10m(並木第三小)でも30m(並木第二小)でも、20m以上の部分を考えてあまり変わらない。並木第二小は、層厚が大きいN値(地盤の強度を表す指標)が大である。並木第三小は浅いが、N値がほとんどゼロに近くて、極めて小さく液状化がより発生しやすいと考えられる。

沖積層での液状化は懸念されるが、当該建物は支持層まで埋め込まれた杭が設けられているので、過去の被害例(新潟県地震、昭和39年)から見ても転倒や大きな傾斜が生じることは考えにくい。

支持地盤の条件だけを考えると(傾斜)、並木第三小の方が安全な地盤と言えるが、液状化はN値と深さだけでは判断できないため、深さ方向のFL値やPL値を算定してみないと何とも言えない。

#### 「FL法・PL法の定義」

\*地震による地盤の液状化現象の発生の有無を検証する計算方法。FL法は土の横抵抗力係数と地震時の水平力・鉛直力の比との割合を算出し、土の横抵抗力係数の方が上回れば、地震の水平力を受けても地盤の横抵抗が勝り、液状化を起こさないというもの。地中の深度ごとに測定ポイントを決めて計算する。PL法はFL値を元に深さ方向の各液状化率を合計し、地盤全体の液状化判定を総合的に行うもの。

並木第二小の支持層(土丹層)には、北東方向へ傾斜する谷構造を示しているが、FL法、PL法による液状化の可能性について比較検討結果から、支持層直上の砂質シルト、粘土質シルト層などの地層は液状化の可能性の低い層であり、また、この地層上面は比較的平坦(敷地内で高低差は、約2~3m程度)であることから、谷構造に起因して大規模な液状化による側方流動が発生することは考え難い。

FL法による結果(終局限界)から、FL<1.0で液状化が発生する地層厚は、並木第二小で約8.0m、並木第三小では約4.5mであるが、その数値は並木第三小のほうが小さく(液状化が発生しやすい)、PL値では、両校とも17程度であることから(1964年新潟地震における新潟市内の液状化発生地点でのPL値は約30~40程度)、液状化の発生の可能性および規模は、並木第二小、並木第三小とも同程度であると考えられる。

#### 意見

このような専門的な話は、この場で聞いても理解できない。  
要望に対する見解を聞いて納得できた。液状化の問題を理由として「どちらの学校を選ぶか」という根拠にはならないと思う。

第10回検討委員会終了後に「神奈川大学荻本教授」の見解に対する要望書提出者からの所見(抜粋)

(平成17年6月9日到着)

\* F L 値、P L 値の数字から導き出される液状化についての「荏本教授の見解」は、おおむね妥当と思われる。  
\* 私の液状化の予測は「南関東地震被害液状化マップ」(横浜市公表)を用いて類推したこと等によるが、今回のような予測に用いるには妥当ではなく、F L 値、P L 値による予測が優先されるべきであると考え。現段階では、私の液状化の予測については、訂正あるいは削除する必要があるだろう。

議題

1 統合後に跡地となる学校施設の利用を検討する跡利用検討委員会(仮称)について

「委員長から」

前回の検討委員会において、「地域防災拠点・コミュニティハウス」の存続については、絶対条件とすることを検討委員会として決めました。

私は「連合自治会会長」という立場で、今後「跡利用について」検討される準備委員会の委員(案)を、区に提出してあります。これはあくまでも(案)であり、確定ではありません。準備委員会で委員の選任(追加等)や今後の進め方について議論していただき、その後「準備委員会」から「跡利用検討委員会(仮称)」に移行することが望ましいと考えます。金沢区としても「平成17年度区政運営方針」の中で、並木地区の統合に伴う跡利用の活用方法について、方針の中で打ち出されておりますので、区が事務局となってサポートしていただきたいと思ひます。

～ 次のようなご質問や意見がありました～

質問

準備委員会はどのようなメンバーで構成されるのか。

「各単位の自治会長(並木第二小・並木第三小のエリアは全自治会長、並木第一小・並木第四小エリアについては、単位の中の代表)」、民生委員・児童委員、体育指導委員、青少年指導員、保健指導員、各校のPTA(並木第二小・並木第三小)の代表、はまっ子ふれあいスクールの代表、コミュニティハウス運営委員会の代表、防災拠点運営委員会の代表等を(案)として考えています。(委員長)

委員の任命権はどこにあるのか。

「跡利用検討委員会(仮称)」は、地域の自主的な委員会ということになりますので、委員会として決めていただくこととなります。(金沢区政推進課長)

「準備委員会」の立ち上げはいつ頃になるのか。

6月中旬までには、開催したいと思ひます。(委員長)

要望

これから「準備委員会」そして「跡利用検討委員会(仮称)」等が開催されることになるが、まずは委員会の目的や手続き等会議のルールをしっかりとつくるべき。そのルールにしたがって委員会を進めていくべきだと思う。

2 意見書について

「質問」

意見書の中の2 - (3)で、特別調整通学区域の設定は、再編統合校の最初の卒業生が中学校に進学する「平成19年度から」とするとなっているが、「平成18年度から」にすることはできないか。  
再編統合ということがきっかけで、中学校の選択制ということが可能になる理由はわかるが、「統合前の児童に前倒し」して適用する根拠がないのではないかと。(委員)

意見書の7(特記事項)の中で、「行政としての責任」というのはなにか。

本検討委員会では判断することができない「安全性に関する専門的な事項」について、行政が責任を持って判断することを意味するものです。(委員長)

これまで開催されてきた検討委員会の中で、問題点となった安全面(災害対策、耐震補強、建物の杭、液状化)等について、説明することを考えています。(事務局)

地域の中で、「吸収合併」という言葉を噂で聞くことがある。子どもたちにも「吸収合併」ではないことを伝えていくべきだ。

これまでの検討委員会の経過では、「どちらかの学校がどちらかの学校に吸収される」ということではなく、「2校を一旦閉校して、まったく新しい学校をスタートさせる」ということで進めてきており、決して「吸収合併」ということではありません。(事務局)

保護者ならびに地域の皆さんへ

並木地区の再編統合について、これまで行ってきました「検討委員会の経過」「学校の安全に関すること」及び今後の「並木中央小学校の教育の概要」等について、「並木第二小・並木第三小の通学区域内の保護者ならびに地域の皆さん」を対象に説明会を開催いたしますのでご参加ください。

日時:平成17年7月18日(月)10:00～12:00

場所:並木第三小学校体育館

並木地区小規模校再編検討委員会の経過・横浜市の基本方針等はホームページでもご覧いただけます。

・基本方針等: <http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/gakku.html>

・並木地区小規模校再編検討委員会:

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/shoukibo/index.html>

